

新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金のご案内

緊急小口資金等の特例貸付が利用できない世帯のうち、収入、預貯金が一定以下等の要件を満たす世帯に対して、支援金を支給します。

1 支給対象世帯

緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯のうち

- ・総合支援資金の再貸付が申請月までに終了する世帯
- ・総合支援資金の再貸付が不承認となった世帯
- ・総合支援資金の再貸付の相談をしたものの、申し込みに至らなかった世帯
- ・緊急小口資金及び総合支援資金（初回）がいずれも申請月までに終了する世帯

上記の世帯に該当した上で、以下のすべてを満たしている場合

※収入と資産の要件は、住居確保給付金とほぼ同じです

- 収入が、①+②の合計額を超えないこと
 - ①市町村民税の均等割が非課税となる収入額の1/12
 - ②生活保護の住宅扶助基準額
- 預貯金が、上記①の6倍以下（ただし100万円以下）
- 今後の生活の自立に向けて、下記のいずれかの活動を行うこと
 - ・公共職業安定所に求職の申し込みをし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと
 - ・就労による自立が困難であり、この給付終了後の生活の維持が困難と見込まれる場合には、生活保護の申請を行うこと

2 支給額・支給期間

月額の手給額

※住居確保給付金、ひとり親世帯臨時特別給付金、低所得子育て世帯生活支援特別給付金との併給が可能です。

単身世帯	6万円
2人世帯	8万円
3人以上世帯	10万円

支給期間：3か月間

※支給が終了した方に対してさらに再支給（最大3か月）を実施します

▶お問い合わせ先などは、裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

3 申請手続き

受付期間

令和4年6月30日(木)まで ※期間が延長されました
(町村にお住まいの方)

▶お住まいの地域の福祉事務所への申請が必要です。申請方法は、
必要書類を申請窓口へ直接または郵送でご提出いただきます。

※支給決定に当たっては、支給要件を満たしているかの確認を行います。また、支給
期間中は、毎月、求職活動の内容がわかる書類をご提出いただきます。求職活動の
状況によっては、生活保護をご案内することがあります。

申込み先

町村にお住まいの方の申込み先です。 ※()はお住まいの地域。
市にお住まいの方は各市にお問合せください。受付時間：平日8:30～17:15

佐久保健福祉事務所

0267-63-3142
(南佐久郡、北佐久郡、小県郡)

飯田保健福祉事務所

0265-53-0411
(下伊那郡)

長野保健福祉事務所

026-225-9057
(埴科郡、上高井郡、上水内郡)

諏訪保健福祉事務所

0266-57-2911
(諏訪郡)

松本保健福祉事務所

0263-40-1913
(東筑摩郡)

北信保健福祉事務所

0269-62-3943
(下高井郡、下水内郡)

伊那保健福祉事務所

0265-76-6811
(上伊那郡)

木曾保健福祉事務所

0264-25-2219
(木曾郡)

大町保健福祉事務所

0261-23-6508
(北安曇郡)

◆申請に必要な書類等は以下のホームページに掲載しています。

長野県ホームページ

<https://www.pref.nagano.lg.jp/chiiki-fukushi/ziritsushien/shienkin.html>

本支援金のほか、各種の支援制度があります。
詳しくはこちらをご覧ください

長野県 生活支援情報ナビ



制度について のお問合せ

厚生労働省コールセンター 0120-46-8030

【受付時間】 平日9:00～17:00

特設ホームページ

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

→申請手続きの動画解説

→申請に必要な書類の詳しい情報

URL : <https://corona-support.mhlw.go.jp/shien/index.html>

